

令和7年度 長崎市立川原小学校いじめ防止基本方針

本学校は、学校教育目標「一人一人が輝き、笑顔あふれる学校」としている。生きる力をはぐくむためには、知・徳・体の 3 つの力をバランス良く育むことが大切である。いじめは、心身に重大な影響を及ぼすことから、学校、保護者、地域は、互いに信頼関係を構築し、一体になって児童を守り育むことが重要である。子どもが安心して生活し、学ぶことができる学校づくりのため、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

【学校教育目標】

一人一人が輝き、笑顔あふれる学校

《いじめ対策委員会》

☆「いじめ対策委員会」とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」をいう。

☆構成員…【本校職員】校長・教頭・教務主任・生活指導担当・養護教諭・当該学級担任

【外部人材】学級評議員・PTA会長・副会長

☆「子どもを語る会」毎月第3木曜日15：40～…各学年の気になる児童の、生活の様子を確認し、全職員で経過観察を行い、必要な措置、または、対応をしている。いじめの状況によっては、校長が「いじめ対策委員会」を招集し、いじめ対策を組織的に取り組む。

PTA・地域との連携

- ①学校としての考え方をきちんと示し、日頃から意見交換をし、秘密主義に陥らないようにする。
- ②万が一、発生した場合、解決に向け十分な理解と協力を求める。

関係機関との連携

教育関係機関や専門機関等との報告や相談を日常化しておき、適切かつ、迅速な対応に努める。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめ問題への取組

いじめの防止

☆いじめが起きない学校づくりのために以下のことを取り組む。

- 1 一致協力した指導体制の確立…川原小いじめ防止基本方針の下、校長がリーダーシップをとり、組織的に取り組む。
- 2 教師の指導力の向上…いじめの重大性を全職員で認識し、手引き等の活用をし、研修を深め実践力を養う。
- 3 児童の人権意識の向上、生命尊重の態度の育成
 - ①全ての教育活動を通して他人を思いやる心を育てる。
 - ②いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の時間の指導の充実や道徳的实践力を培う。
 - ③一人一人に居場所のある学級づくりや委員会活動を通して、自己肯定感や自立の精神の育成をする。

いじめの早期発見

☆人間がもつ二面性に着目し、いじめは子どもが成長する過程で自校にも十分起こりうる問題であることを認識し、早期発見に努める。

- 1 教職員の日頃の観察と情報の共有…観察して得た事実を記録し、小さな情報でも共有しておく。
- 2 アンケート調査と個人面談の推進…詳細な実態把握をするために有効なアンケートと心を開くような個人面談を行い、児童理解に努める。
- 3 教育相談窓口を設置し、積極的に相談できる体制の推進…校内に積極的に児童や保護者の悩みを受け止めることができる「教育相談窓口」を設置し、教育相談体制を整備すると同時に SC、SSW など学校内外の専門家の活用を積極的に図る。学校便りや学級通信、PTA 広報誌等でも周知する。

いじめに対する措置

☆被害児童を守り通すと同時に、加害児童には、毅然とした態度で対応する。

- 1 いじめ発見や相談を受けた時の対応…いじめと捉えられる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
また、児童や保護者から相談や訴えがあった場合、些細な兆候であっても真摯に対応し、早い段階から関りを持ち、事実を記録するなど正確に把握する。
- 2 組織的な対応…校長はいじめ対策委員会招集、情報を整理し、指導支援体制を組み対応の組織化を図る。
 - ①被害児童・保護者への支援…信頼できる人物（被害児童にとって）と連携し、寄り添う体制と専門家の協力の要請
 - ②加害児童・保護者への指導…一定の教育的配慮の下、再発防止の指導の他、状況によっては、出席停止の措置、警察との連携等毅然とした対応を行う。保護者へは継続的に助言を行う。

重大事態発生時の取組

- ① 重大事態（下記※1、2）を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
【学校（電話・「いじめの重大事態発生報告書」）→教育委員会→市長】
※1 児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
※2 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ② 教育委員会の指示に従い、迅速かつ慎重に調査・報告を行う。
- ③ 被害・加害児童とその保護者の要望、意見を十分にくみ取る。公表や報道対応など、プライバシーに配慮し、正確かつ一貫した情報提供を行う。

いじめが発生した場合の対応（フロー図）

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・生活指導担当へ報告

校長・教頭への報告

- 速やかに関係児童から事実を聞き取り、（複数の場合も同様、同時に一対一で行う）いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 場合によっては、外部のいじめ対策委員から事情を聴くこともあり得る。
- 事実を確認したら、細部に至るまですりあわせをし、今後の指導・支援体制を組む。

被害児童への継続した支援

加害児童への継続した指導

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

※「学校教育相談の手引き」P8～10 参照

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

保護者への継続した支援と援助

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

いじめのチェックリスト

(いじめられている子どもが発するサイン)

①からだや体調

- ☐衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- ☐傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- ☐頭痛、腹痛、吐気を訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁である。

②しぐさや態度

- ☐どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- ☐元気がない、浮かない顔をしていることが多い。
- ☐教師と視線を合わせようとしない。（教師の目を避けている）
- ☐何事にも集中力がなくなって、ぼんやりとしていることが多い。

③友達との関係

- ☐周りの友達に異常なほど気をつけているように見える。（使い走りではないか）
- ☐今まで付き合っていたグループから急に離れた。
- ☐交友関係が急に変わった。
- ☐嫌なあだ名で呼ばれている。
- ☐特定の子どもの席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。
ゴミが散乱している。

④生活面

- ☐納入金などを急に滞納しはじめた。
- ☐机やかばんの中などが荒らされている。
- ☐文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- ☐黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐学級写真などの顔にいたずらされている。

(いじている子どもが家庭で出すサイン)

- ☐買ってやったおぼえのない品物を多く持っている。
- ☐お金の使い方が荒くなる。
- ☐学校からの帰りが遅く、言葉遣いや素行も悪くなる。
- ☐友達への電話なのに、命令的な口調で話す。
- ☐友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話す。
- ☐洗わなければならない体操服を持ってこない。（他人の物を借りて使っている。）

様々な相談窓口

相 談 窓 口	電話番号・メールアドレス	相 談 時 間	
長崎市こども相談センター	095-829-1122 メール・LINE 相談あり	8:45～17:30	(月～金)
長崎市教育研究所教育相談室	0120-556-275 soudan@nagasaki-city.ed.jp	9:00～16:00	(月～金)
長崎市こども・子育てイカオ相談	095-822-3725 LINE 相談あり	8:45～17:30	(月～金)
長崎こども・女性・障害者支援センター	095-844-6166	9:00～17:45	(月～金)
子ども・家庭110番	095-844-1117	9:00～20:00	(毎日)
長崎子ども・若者総合相談センター (ゆめおす)	095-824-6325 yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp	10:00～22:00	(月～水、金)
		10:00～18:00	(土)
長崎県警察本部ヤングテレホン	0120-786714	9:00～17:45	(月～金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	9:00～22:00	(毎日)
		第1・3土曜日は24時間	
こころの電話	095-847-7867	9:00～12:00 13:00～15:15	(月～金)
こどもの人権110番	0120-007-110 メール・LINE 相談あり	8:30～17:15	(月～金)
24時間子供 SOS ダイアル	0120-0-78310	24時間	(毎日)